

答 申 書
(答申第4号)
平成10年9月8日

1 審査会の結論

架空雇用した臨時職員の任用に係る決定書を一部開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、留萌土木現業所が測量等の対価を測量会社等に支払うために架空雇用した臨時職員の任用に係る決定書であり、これには、臨時職員の職、氏名、住所、生年月日、任用期間等の情報が記録されている。

本件公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に当たり、北海道知事（以下「実施機関」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するとして非開示とした情報は、架空雇用された臨時職員に係る住所（以下「本件住所」という。）及び氏名（以下「本件氏名」という。）であり、本件異議申立てが本件処分の取消しを求めているものであることから、本件処分の妥当性について判断する。

(2) 条例第10条第1項第1号の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報を非開示情報として定めている。

また、ここでいう「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得」は、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報について例示したものであり、これらについては、通常他人に知られたいと認められる情報であるから、開示すべき特別の事情がない限り本号に定める非開示情報に該当するものと解する。

イ 本件処分において非開示とした情報のうち、本件住所については、本号で例示されているとおり個人のプライバシーに属する情報である。

また、本件住所が公表されているという事実は認められない。

ウ 次に、本件氏名は、架空雇用された臨時職員に係るものであるから、これを開示すると、当該個人が架空雇用された者であることが明らかになる。社会通念上、このような架空雇用に関係したという情報は、これが明らかになると当該個人にとっては著しく名誉、信用を損なうことになることと容易に推測される。

したがって、本件氏名については、個人のプライバシーに属する情報であり、通常他人に知られたいと認められる。

エ 以上のとおり、本件住所及び本件氏名は、いずれも本号に規定する非開示情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年 6 月12日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係資料の提出
平成10年 6 月29日	○ 異議申立人に実施機関の理由説明書を送付
平成10年 7 月 6 日 (第 2 回 審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成10年 7 月16日 (第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等について説明 ○ 異議申立人による意見陳述 ○ 審議
平成10年 7 月30日 (第二部会)	○ 審議
平成10年 8 月28日 (第二部会)	○ 答申案の審議
平成10年 9 月 1 日 (第 4 回 審査会)	○ 答申案の審議
平成10年 9 月 8 日	○ 答申